

第 3 回

逗子市情報公開運営審議会

令和6年3月18日（月）

逗子市総務部情報公開課

令和5年度第3回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和6年3月18日（月）

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第3会議室

議 題

- （1）令和5年度第2回逗子市情報公開運営審議会議事録について
- （2）逗子市情報公開条例の一部改正について（報告）
- （3）令和5年度上半期の情報公開制度の運用状況について（報告）
- （4）令和5年度相談等第1号の処理結果について（報告）
- （5）その他

出 席 委 員（6名）

会 長	稲 葉 大 策
副 会 長	高 橋 良
委 員	鈴 木 良 太
委 員	花 野 充 生 子
委 員	不 破 理 江
委 員	野々山 隆 幸

欠 席 委 員（1名）

委 員	鈴 木 弥 奈 子
-----	-----------

事務局等出席者

情報公開課長	栗 原 達 也
情報公開課 主 任	齋 藤 好 男

情 報 公 開 課 主 加 藤 美 佳 子

情 報 公 開 課 用 員 伊 勢 由 紀 子
会 計 年 度 任 職

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 0 名

配付資料

1. 令和 5 年度第 3 回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 令和 5 年度第 2 回逗子市情報公開運営審議会議事録
3. 資料 1 逗子市情報公開条例の一部改正について
4. 資料 2 逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第 3 号）新旧対照表
5. 資料 3 逗子市情報公開条例の解釈運用基準（平成13年逗子市要綱）新旧対照表
6. 資料 4 令和 5 年度情報公開制度の運用状況（令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 9 月30日）

午前 10 時 00 分開会

○稲葉会長 それでは、定刻になりましたので、令和 5 年度第 3 回逗子市情報公開運営審議会を開催させていただきます。

本日は、鈴木弥奈子委員が欠席ということでございますが、逗子市情報公開運営審議会規則第 3 条第 22 項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、皆様と議事を進めさせていただきます。

なお、本日傍聴の方はおられませんので、このまま議題に入らせていただきます。

では、初めに、事務局より、どうぞ説明をお願いいたします。

○栗原情報公開課長 おはようございます。

それでは、本日の配付資料の確認からさせていただきます。

(配付資料の確認)

○稲葉会長 皆様、資料はおそろいでいらっしゃいますね。特に問題のある方はございませんか。

それでは、続いて、議題に移らせていただきます。

それでは、事務局のほうから議題 1 についてお願いいたします。

○栗原情報公開課長 それでは、前回の令和 5 年度第 2 回情報公開運営審議会議事録について御確認をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲葉会長 これは既に皆様に配付して御確認いただいていると思いますが、特にその後何か見つかったとか、何か御意見がございましたら伺いますが。

特によろしゅうございますか。

(発言する者なし)

○稲葉会長 それでは、これで承認ということで進めさせていただきます。

よろしくどうぞ。

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

○稲葉会長 では、次に、議題 2 に入りますが、事務局から説明をお願いします。

○栗原情報公開課長 それでは、続きまして、議題の 2 になります。逗子市情報公開条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

情報公開条例の一部改正につきましては、前回、10月開催の審議会のほうで諮問をさせていただいた内容を御審議いただきまして、10月18日に諮問の内容について、適当である旨の答申をいただきました。その後ですが、11月22日から12月21日までの30日、パブリックコメントを実施をいたしました。パブリックコメントについては、意見の御提出は特にごさいませんでした。

その後、条例案につきましては、令和6年2月20日開会の市議会第1回定例会に議案第6号逗子市情報公開条例の一部改正についてとして提案をさせていただき、27日の本会議において議決をいただきました。

資料の1をつけさせていただいておりますけれども、こちら資料の1のように3月1日付で公布させていただきました。

こちらの情報公開条例の改正を受けまして、解釈運用基準ですね、こちらは資料3になりますが、こちらが新旧対照表でございまして、こちらの条例改正を受けまして、こちらの解釈運用基準のほうの改正をさせていただく形で現在準備をさせていただいております。

解釈運用基準につきましては、市長決裁が得られ次第、公布をさせていただく予定です。

改正につきまして御審議をいただきましてどうもありがとうございました。

報告については以上になります。

○稲葉会長 ありがとうございます。

皆様、特に御質問なり何なりございせんね。

(発言する者なし)

○稲葉会長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

事務局、どうぞ。

○栗原情報公開課長 続きまして、議題の3番ですね、令和5年度上半期の情報公開制度の運用状況について。

こちら議題の4、令和5年度相談等第1号の処理結果について、こちらを併せて報告をさせていただければと思います。

○稲葉会長 どうぞ併せてお願いいたします。

○栗原情報公開課長 それでは、お手元にごさいます資料の4になります。

こちらが令和5年度上半期の情報公開制度の運用状況ということで、令和5

年４月１日から９月３０日までの運用状況について御報告をさせていただきます。

こちらの運用状況につきましては、条例第２１条の規定により、ホームページ上で公開をされているものになっております。

それでは、運用状況の１、公開請求件数と決定件数を御覧ください。

こちらの表の⑩の合計欄を御覧ください。

４月１日から９月末までの間で、請求の件数ですが、こちらが１４件ございました。⑩の合計欄になります。こちらの１４件の決定の内訳ですが、①全部公開が１０件、②一部公開が４件、③非公開、④却下、⑤不存在、⑥存否応答拒否、⑦検討中、⑧取下げはありません。⑨延長についてが２件となっております。

こちら⑪番のネット請求、こちらはインターネットを利用した請求になりますが、こちらは１４件中のうち数になりますけれども、１４件中、インターネットでの請求が６件という形になっております。

また、⑫口頭請求になりますが、こちらは一度公開請求があつて公開決定をしたものに関しては、口頭請求ということで処理をさせていただいているというものになります。こちらは条例第９条に規定をさせていただいておりますが、こちらのほうが４件ということになっております。

ですので、請求の件数としては、請求件数１４件と口頭請求４件、合計１８件、こちらが⑬のところに入っている数字の合計欄になります。

ちなみになんですが、昨年度、令和４年度の同月の請求件数が２３件でしたので、令和５年度は令和４年度と比べて９件ほど件数としては下回っております。

続きまして、表の２、公開請求の所管別内訳についてですが、こちらは読み上げをさせていただきます。

経営企画部のほうが２件、総務部が２件、２ページに移っていただきまして、市民協働部が３件、福祉部はゼロ件、環境都市部が２件、消防が３件、行政委員会事務局が２件、教育委員会がゼロ件という形になっております。

それぞれの請求の内容につきましては、３ページ以降に記載をさせていただいておりますが、後ほど具体については御説明をさせていただきます。

こちらのページの今度は３番、行政不服審査法に基づく審査請求、こちらはございませんでした。

４、条例に基づく不服の申出等の状況、こちらは１件ございまして、相談申

出等が1件ありました。

相談申出の処理結果につきましては、意見等なしというふうになっておりますけれども、具体につきましては、後ほど議題の4というところで御説明をさせていただきます。

5、同一人による請求件数ということで、こちらはすみません、上から読ませていただきますが、1件請求された方が7人、2件請求された方がお二人、それから3件請求された方がお一人ということで、請求された方の実請求者数が10人ということになっております。

6、インターネット請求者の割合ですが、こちらは請求者10名に対してインターネット請求をされた方が6人いらっしゃいましたので、比率としては60%ということになっております。

続きまして、3ページ以降になりますが、こちらが具体的な請求の内容、諾否決定の内容等になっておりますけれども、請求があったうち、全部公開となったものを除いて御説明をさせていただきます。

まず、こちら、ページをお進みいただいて、4ページの消防総務課の1番になります。4ページの真ん中あたりになります。こちらは、消防署の小坪分署に新たに配置をされた消防のポンプ自動車、こちらの車両外観5図面、いわゆる前後左右、上から見たような図面になりますけれども、こちらの図面についての請求でした。

こちらは、この図面を作成をされた事業所の担当者の方の名字がこの図面の中に記載がありましたので、こちらが個人情報に該当するという事で一部公開決定をさせていただいたという形になります。

同じく、4ページ、消防予防課、12番になります。こちらは消防用設備等の点検結果報告書の記載内容と添付資料についての請求です。こちらは、対象施設を請求者の方が特定をした上での請求となっております。

こちらは、各種書類に記載されています、実際その検査に立ち会われた方の担当者の方の氏名などが個人情報に該当するとして一部公開としたものとなります。

続きまして、ページを進んでいただきまして、5ページになります。

こちらの選挙管理委員会の11番ですけれども、こちらは候補者の立候補の届

出書類及びこれとともに提出した一切の書類、立候補者の出納責任者が提出した選挙の収支報告書及び収支報告書に添付する領収書の写し等一切の書類という内容での請求でございました。

こちらは立候補者が提出した書類の中に、立候補者の住民票の写し、それから戸籍抄本等が添付されておりましたので、こちらは全て個人情報に該当するということで一部公開としたものです。

同じく5ページ、監査委員、9番になります。こちらは、横浜地方裁判所平成5年(行ウ)第1号 公文書一部公開拒否処分取消請求事件における訴状副本及び判決文の請求で、こちらは原告の方の住所と氏名を個人情報に該当するとして非公開とし、こちらの中に書いてある担当の弁護士の方の職印、こちらを当該個人事業主の社会的な地位が明らかに損なわれる情報、これは職印を偽造されたりしてしまう可能性があるということで、非公開として取扱いをさせていただきます。

以上が令和5年4月1日から9月30日までの情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除きまして御説明をさせていただきます。

続きまして、少しちょっとページをお進みいただきまして、8ページを御覧ください。

こちらの8ページにつきましては、当審議会ですね、情報公開運営審議会の開催状況ということになっております。こちらは9月末現在の状況になっていきます。

続きまして、9ページになりますが、こちらは情報提供の内訳ということです。

こちらは市政情報広場で対応したもので、情報提供につきましては、情報公開請求によることなく住民に対して情報提供できるということで、行政機関自らの意思に基づきまして、保有する情報を外部に提供するということになっております。

情報提供につきましては、基本的には所管の判断によるものなんですけれども、こちらは情報公開課の窓口で対応した件数を記載させていただいております。

続きまして、10ページになります。

こちらが口頭請求の内訳になります。こちら、先ほど1ページで御説明させていただきました⑫口頭請求4件の内訳になっております。こちらは条例の第9条の規定に基づくもので、一度公開請求があったものに関しては、既に公開済みの情報であるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで、その場で情報が見ることができるというものになります。

内容としては、設計書ですとか、契約書とか、そのようなものが増えていきます。

11ページからは、こちらは令和5年度の会議の事前公表の内訳となっております。

13ページにつきましては、市政情報広場の利用状況等ということで、こちら、市政情報広場につきましては、行政情報の総合窓口として設置をさせていただいて、その後、庁舎案内も兼ねることとなりまして、総合案内として対応させていただいているものです。

こちらの表の中の3番です。総合案内につきましては、次の14ページに課ごとの内訳がありますけれども、かなりの件数となっております。こちらは主に私どもの会計年度任用職員のほうが対応をさせていただいているものです。

最後、有償刊行物頒布状況になります。

こちらで購入される件数などはかなり年度によってばらつきが出るものではあるんですけれども、令和5年度は令和4年度と比較すると、当初減少傾向だったものなんですけど、その後、購入件数が増えてまいりまして、現状ではほぼ前年度と同額という形になっております。

簡単ではございますが、議題の3、令和5年度上半期の情報公開制度の運用状況ということで御説明をさせていただきました。

○稲葉会長 ただいまの説明で何か御質問とか御意見などございますか。

何か御質問ございましたらどうぞ。

特にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○稲葉会長 それでは、事務局からの報告のとおり、皆様御了解いただいたということでよろしゅうございますね。

では、次の議題に入ります。

○栗原情報公開課長 それでは、議題の４ということで、こちら令和５年度相談等第１号の処理結果につきまして御報告をさせていただきます。

先ほどの運用状況をそのまま御覧いただきまして、６ページ以降、こちらを御覧ください。

相談申出につきましては、令和５年６月１４日に提出され、７月１３日付で処理結果が通知をされております。こちらは、実施機関に対して勧告ないし意見の必要性は認められないとされております。

では、内容について説明をさせていただきます。

すみません、ちょっとかなり内容が複雑になるかと思いますが、なるべく分かりやすいように御説明をさせていただこうと思います。

まず、相談の要旨なんですが、こちらに逗子市議会に提出をする「請願・陳情」に関しては、「逗子市議会」のホームページ内の「請願・陳情の提出方法」のページ上に、「提出された請願・陳情については、本文に記載された住所・氏名を含めて印刷の上、一般にも公開されますので、あらかじめご了承ください」ということが明記されています。

ちなみに、請願・陳情というのは、市政について要望があるときなどに、こちらを提出する方の住所・氏名を記載をして文書を市議会に提出することを行います。

このホームページ上に記載されている「一般にも公開されます」については、申出者の方はずし市議会だよりを指すものと考えております。このずし市議会だよりについては、定例会閉会後に発行されるものです。

ところが、こちら定例会開会直前に開催をされる議会運営委員会に提出をされたこの請願・陳情についてが、一部議員のブログで公開をされ、その後、定例会直後に開会された議会運営委員会での請願・陳情の採決結果も、同じブログで公開をされております。

通常、提出された請願・陳情は、定例会内での審査、採決を経て、定例会閉会後に採決結果が提出者に郵送で送付された後、ずし市議会だよりにも掲載される。

これらのことから、請願・陳情の審査前、審査直後に一部議員による情報公開は、議会としての情報公開の手續に不備があるものとする。

したがって、今後はずし市議会だより発行前に、議員個人での定例会後の審査情報に関しては情報発信を禁ずるべきではないか。こちらが相談申出の要旨になります。

簡単に今までのをまとめさせていただきますと、申出者の方は陳情書に提出された方の住所と氏名が一般に公開される時期は、定例会開催後に発行されるずし市議会だよりだということを考えているということです。しかし、これより前に議員が自身のブログにおいて、陳情書に記載された住所・氏名を掲載したことが、情報公開の手續に不備があるのではないかというところが今までの申出の内容になります。

こちらの申出を受けまして、7ページ以降ですね、こちらの運用状況の7ページ以降、調査結果等、こちらの当該申出を受けまして、市の情報公開審査委員が調査等をした結果になります。

こちらの7ページの内容ですが、逗子市公式サイト内の「請願・陳情の提出方法」にある「提出された請願・陳情については、本文に記載された住所・氏名を含めて印刷の上、一般にも公開されますので、あらかじめご了承ください」の記載における「一般にも公開されます」の文言について、どういう意味なのかというところを実施機関から聞き取りをしております。こちら、それに対して実施機関が答えたものが、こちらの1番から5番になります。

実際、議会事務局としては、「一般にも公開されます」の文言については、1番から5番までのケースを想定をして記載をしているということだということを実際、情報公開審査委員の調査に対して回答をしているということです。

この1から5の回答につきまして、情報公開審査委員のほうでは、1から5の全ての場面を想定して記載されたものと解されることが自然かつ合理的であるということとされ、本文記載における「一般にも公開されます」の文言は、1から5、複数の場面における公開を想定して記載されたものであると解され、市議会だよりに掲載することのみを意味するものではないということ、また、こちら本件陳情について議員のブログに掲載ないし記載された情報というのは、まず、ここからちょっと時系列が分かりにくいんですが、議会運営委員会の終了後にブログに掲載をされておるんですが、議会運営委員会自体が傍聴が可能な会議であり、その傍聴人に閲覧資料として配付をされていたものということ

ですので、ブログに掲載した時点では、既にその情報が一般に公開されていた情報であると言える。

ですので、結果、本件相談等申出については、格段の意見を述べる必要性はないという形で委員のほうからいただいております。

ただ、本件申出のきっかけとなったホームページ上の記載なんですけれども、これが市民等に誤解を招く、非常に分かりにくいと。なので、こちらをより分かりやすい記載となるように、改めて検討を行うことが望ましいと考えるということで意見をいただき、現在は議会のホームページについては、内容がこちらの意見に沿って修正をさせていただいております。

修正された内容については、議会が行っている1番から5番、こちらが広く公開されるタイミングだということがホームページ上に記載をされる形に修正がされたという形になっております。

大変内容としてはすみません、分かりにくい説明で申し訳ありません。

議題の4、相談等第1号の処理結果について御報告をさせていただきました。

運用状況の説明などと併せまして、御不明な点などありましたらお答えをさせていただきます。

○稲葉会長 ただいまの事務局からの御説明に対して御質問ございませんか。御意見なり何なり。

どうぞ、花野委員。

○花野委員 今の当該の件についてなんですけれども、このようなずし市議会だよりに載る前にブログに載ったということに対して不満というか、疑問を抱かれた方の相談というのを、情報公開制度への相談、こちらへの相談ということなんですか。議会とかではなくて、そこがちょっと何でこちらに相談することになったのかなというのがちょっと理解し難いものがあって、もしよろしければ教えていただきたいと思います。

○栗原情報公開課長 高橋先生、いかがですか。

○稲葉会長 高橋副会長から。

○栗原情報公開課長 すみません。

○高橋副会長 逗子市情報公開条例の第15条の情報公開審査委員の仕事の中に、何項になりますかね。

○栗原情報公開課長 9項の2号。

○高橋副会長 9項の2号ですかね、情報の公開、公表等に関する相談等に応じること、その内容により実施機関に対し助言を行うことと、こういうことがありますので、これを使って情報公開審査委員のほうに相談という形で問題を提起したというのが今回のものです。

○稲葉会長 いかがでしょうか。

○栗原情報公開課長 通常ですと、情報公開請求に対して、不服の申出があったりするようなケースというのが委員としての職務としては多いところなんですけれども、いわゆる情報の公開・公表等に関する相談ということで、今回は情報の公表のやり方がおかしいのではないかというところでの御意見というところがありましたので、委員の方に相談をさせていただいたところ、お受けされるということで、こちらの相談に至ったということです。

○花野委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲葉会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

○花野委員 はい。

○稲葉会長 ほかに御質問なり御意見なりございましたらどうぞ。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木（良）委員 今の話に関連するんですけれども、この回答そのものは情報公開審査委員会で審議しているのですか。

○栗原情報公開課長 情報公開審査委員に対して相談申出です。

○鈴木（良）委員 委員会ではなくて……。

○栗原情報公開課長 情報公開審査委員。

○鈴木（良）委員 委員。ああ、そうですか。

○栗原情報公開課長 はい。

○鈴木（良）委員 もう一点なんですけれども、一番最初のところで、「印刷の上、一般にも公開されます」と、印刷と限定していると何となく今の時代じゃないかなという感じがしますね。印刷という言葉に限定するのはあまり適さないのかなと思いました。

○稲葉会長 どうぞ、事務局から。

○栗原情報公開課長 実は委員のおっしゃるとおりでして、印刷の上というところが今どきおかしいよね、と情報公開審査委員からも意見としておっしゃっていただいたところで、現在ホームページが修正をされているんですけども、ここでは、ちょっと読んでもよろしいでしょうか、修正後の文なんですけれども。

○稲葉会長 どうぞ。

○栗原情報公開課長 すみません。

「提出された請願・陳情については、公開情報となるため、住所・氏名・印影を含め、議会での審査のほか、次のとおり使用し、広く公開されますので、あらかじめ御了承ください」まさに委員の今御指摘になった、そこがなんとも分かりにくいというところなので、今申し上げたような内容にページが修正をされている形になります。

○鈴木（良）委員 分かりました。

○稲葉会長 ありがとうございます。

ほかに御質問なり、何かございましたらどうぞ。

特にございませんか。

よろしゅうございますか。

（発言する者なし）

○稲葉会長 ありがとうございます。

それでは、その他の議題に入ります。

事務局から何かございますか。

○栗原情報公開課長 それでは、その他といたしまして、次回の審議会の日程調整をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○稲葉会長 どうぞ。

○栗原情報公開課長 次回の審議会の開催につきましては、令和6年6月頃を予定したいと考えております。会議室の都合上がありまして、ちょっと複数候補日を今から申し上げますので、御検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

○稲葉会長 どうぞ。

○栗原情報公開課長 すみません、メールにて調整を再度させていただきますの

でよろしく申し上げます。

その他の議題は、事務局からは以上になります。

○稲葉会長 よろしゅうございますか。

ほかに皆様御質問なり何なりございませんか。

次回の日程については、今事務局よりございましたように、その他の日で決めて、できるだけ早く皆様に御連絡いたしますので、6月ですから日程が合いましたら、それに合わせてぜひ御出席いただきたいと思います。

以上ですが、最後に特にございませんか。よろしゅうございますか。

本日は、本当に皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

ちょっとお天気悪かったようなのが今晴れてきましたけれども、どうぞお足元お気をつけになってお帰りください。

どうも本日はありがとうございました。

午前10時45分閉会